

地域福祉の定義

（１）地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、地域住民や福祉事業者、ボランティア、行政などが相互に協力しながら、地域の生活課題の解決に取り組む考え方や活動です。みよし市では、令和３年３月に「第４期みよし市地域福祉計画」を策定し、地域福祉を推進するための取組を行ってまいりました。

（２）地域福祉が必要な理由

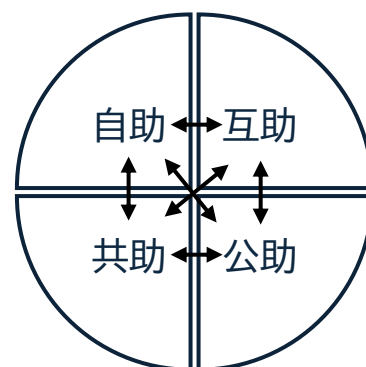
近年、少子高齢化の進行や核家族化、ライフスタイルの多様化などにより、人と人とのつながりが弱まり、地域の支え合いの基盤が弱まってきています。また、単身高齢者の増加や子育て世帯の孤立、経済的な不安など、さまざまな生活課題が複雑化・多様化しており、行政などの公的サービスだけですべての課題に対応していくことは難しくなっています。そのため、地域で暮らす一人ひとりが互いに支え合い、助け合うことによって、誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会をつくることが急務となっています。地域福祉は、住民、地域団体、ボランティア、福祉事業者、行政などがそれぞれの役割を担いながら連携し、地域の課題を解決していく取組です。支え合いの輪を広げ、孤立を防ぎ、安心して生活できる地域づくりに向けた体制整備を進めます。

（３）自助・互助・共助・公助の視点

地域共生社会の実現に向けて、すべての市民が抱えるニーズを公的なサービスだけでカバーするのは困難です。そのため、

- ・自分自身や家族でできることは自ら行う「自助」
- ・地域の中で助け合う「互助」
- ・介護保険制度など制度に基づく支え合いの「共助」
- ・行政などが行う公的サービスの「公助」

これら４つの視点を地域の実情に合った形で適切にバランスを取りながら、それぞれが役割を果たしていくことが大切です。



計画策定の背景及び趣旨

（１）国の動向

第４期みよし市地域福祉計画以降、国は「地域共生社会」の実現を柱に地域福祉政策を深化させてきました。平成 29 年に行われた社会福祉法の改正により包括的支援体制の整備が位置付けられ、令和 2 年には重層的支援体制整備事業が創設されるなど、分野横断的支援が本格化しました。その後は、制度の見直しや運用の高度化・多様化に向けた検討が進められており、地域福祉計画についても上位計画としての役割が一層明確化され、包括的支援の中核を担うものとなっています。近年は人口減少や孤独・孤立の進行を背景に、権利擁護や高齢者支援の充実、分野横断的な連携強化が求められており、今後は制度整備から質の向上や実効性確保へと重点が移行し、市町村による地域主体の取組が一層重要となっています。

（２）愛知県の動向

愛知県では、平成 23 年 6 月に「あいち健康福祉ビジョン」を策定（平成 28 年 3 月改定）し、これを社会福祉法第 108 条に基づく都道府県地域福祉支援計画として位置づけ、福祉・保健・医療分野の総合的な推進を図ってきました。その後、令和 2 年度で計画期間が終了したことを受け、令和 3 年 3 月に、福祉、保健、医療を包括する計画であることをより明確にするため「あいち福祉保健医療ビジョン 2026」（令和 3～8 年度）と名称を変更して策定し、引き続き同計画を地域福祉支援計画として位置づけています。このビジョンでは地域共生社会の実現を基本に、共に支え合う地域づくりや包括的支援の推進、安心・安全な暮らしを支えるサービスの充実を柱とし、人口減少や高齢化の進行を見据えた分野横断的な取組が進められています。

（３）本市の動向

少子高齢化の進行や財政制約、国際競争の激化に加え、気象災害の頻発・激甚化や働き方・暮らし方の多様化など、社会経済環境は大きく変化しています。本市は県内でも比較的若い人口構成を有し、これまで人口増加が続いてきたものの、今後は高齢化の進行とともに人口構造の変化が見込まれ、将来的には人口減少局面への移行が想定されています。このため、中長期的な人口減少や超高齢社会の到来を見据え、地域の活力の維持・向上に向けた取組が求められています。こうした状況を踏まえ、本市では令和 2 年 3 月に策定した「第 2 次みよし市総合計画」に基づき、令和 6 年 3 月には後期基本計画を策定し、社会経済情勢の変化に対応しながら、まちづくりの課題解決と持続的な発展に向けた施策を総合的に推進しています。

（４）計画策定の趣旨

本市では、少子高齢化の進行や人口構造の変化、孤独・孤立の深刻化、災害リスクの高まりなど、地域福祉を取り巻く課題が複雑化・多様化する中、支援体制の一層の充実とサービスの適切かつ効果的な提供を図るとともに、地域住民等による支え合いの促進を通じた地域福祉の総合的な推進が求められています。こうした状況を踏まえ、令和３年度から令和８年度までを計画期間とする「第４期みよし市地域福祉計画（あったかプランみよし）」に基づく取組を進めてきましたが、同計画が令和８年度末をもって期間満了を迎えることから、その評価・総括を踏まえ、令和９年度を始期とする「第５期みよし市地域福祉計画」を策定します。第５期計画においては、重層的支援体制整備事業の本格展開、孤独・孤立対策の推進、防災・災害対応の強化を重点的に進めるとともに、地域共生社会の実現に向けた取組を一層推進します。

（５）地域福祉計画の法的根拠

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するものです。また、同法第 4 条においては、「地域住民等は、相互に協力して地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されており、地域住民が主体となり支え合いながら地域福祉を推進していくことの重要性が示されています。こうした考え方を踏まえ、本計画は、地域共生社会の実現を目指し、地域住民等が生活課題を把握し、関係機関との連携のもとで包括的に対応していくとともに、地域住民と行政が協働して地域福祉を推進することを目的として策定しました。

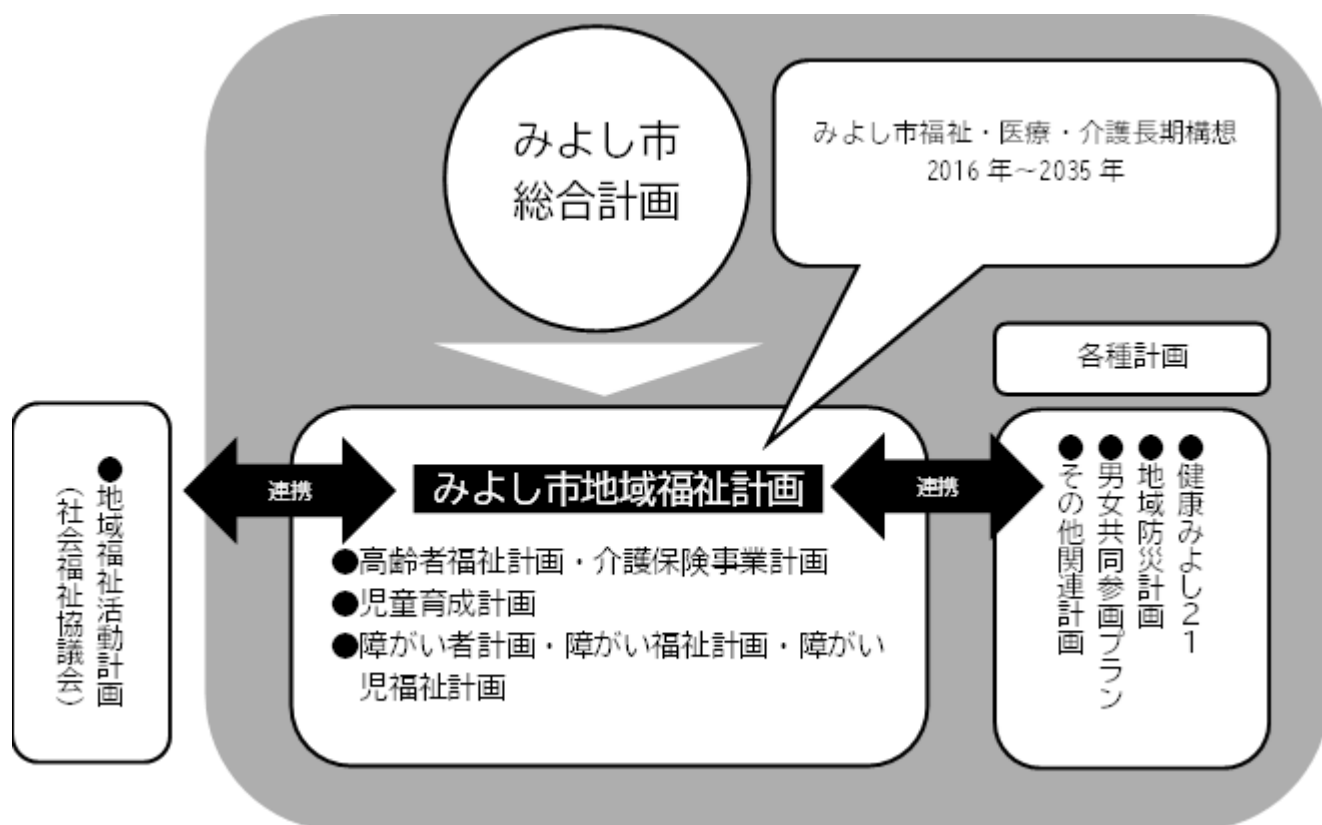
計画の期間

本計画の計画期間は、令和 9（2027）年度から令和 14（2032）年度までの 6 年間とします。なお、国の福祉制度などの変更や、市民のニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の評価、見直しを行います。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度
あったかプランみよし みよし地域福祉計画	第４期 (令和３年度～令和８年度)											
							第５期 (令和９年度～令和14年度)					

他計画との関係

「みよし市地域福祉計画」は、みよし市の最上位計画である「みよし市総合計画」の福祉分野における基本方針として策定し、また、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「児童育成計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の上位計画とし、本市が策定した他の各種計画等との整合・連携を図ります。また、本市では、平成28年3月に、すべての市民が地域で安心してその人らしく暮らしていけるようなくみづくりをめざして、福祉・医療・介護の総合的な支援の指針となる「みよし市福祉・医療・介護長期構想」を策定しました。長期構想では、本市のめざす将来像を「生まれてからずっと、安心して暮らせるまち」とし、市民に対して将来のみよし市の姿を示しています。



計画の体系

基本理念

基本目標

施策

地域住民が互いに思いやり、支え合い、

誰もが安心していきいきと暮らせる共生のまちづくり

1. 地域住民等が共に助け合い、支え合う環境(関係)づくり～地域住民の福祉意識の高揚～

- (1) 地域福祉に対する意識の醸成
- (2) 誰ひとり取り残さないための「集いの場・居場所づくり」の推進 (★)
- (3) 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進 (★)
- (4) ボランティア・NPO・企業・社会福祉法人等の活動促進

取組

2. 誰もが必要な福祉サービスを利用できる体制づくり～地域福祉ネットワークの強化～

- (1) 各分野における相談支援体制の整備
- (2) 地域における福祉ネットワークの形成
- (3) 誰もが働きやすい就業環境の整備
- (4) 生活困窮者への支援
- (5) ひきこもりに対する支援
- (6) アウトリーチ型支援の推進

取組

3. 地域福祉の活動に積極的に関わる担い手づくり～多様な主体の参加促進～

- (1) 福祉教育の推進
- (2) 地域福祉を担う人材の確保・育成
- (3) 専門人材の確保・育成
- (4) 福祉事業所の体制強化
- (5) 生涯学習の推進

取組

4. 地域福祉の推進に向けた仕組みづくり～地域共生社会の基盤整備～

- (1) 重層的支援体制の本格展開 (★)
- (2) 多機関協働の促進
- (3) 地域における活動場所の提供
- (4) 成年後見支援・日常生活自立支援の充実
- (5) 再犯防止に向けた取組

取組

(★) は重点施策

基本目標 1 支え合う環境づくり

・施策1 地域福祉に対する意識の醸成

地域福祉を推進していくためには、地域のつながりを強めていくことが重要です。そのためにも、地域住民一人ひとりが地域福祉に対する意識を高め、互いに思いやり、支え合うことのできる地域社会を形成していくとともに、多様な人々が共に暮らしていることへの理解を深め、自分の暮らす地域に対する関心を高める必要があります。また、地域の課題を「我が事」と捉え、多様な背景を持つ人々と共に解決していく担い手であることを自覚してもらえよう働きかける必要があります。

そこで、地域福祉に関する様々な学習の機会を提供するとともに、多文化共生の視点も取り入れながら、地域活動に対する意識啓発に努め、地域住民の福祉への意識の向上を図ります。

・施策2 誰ひとり取り残さないための「集いの場・居場所づくり」の推進

(★重要施策)

地域においては、世代間交流を通じた活動が行われるなど地域活動への関心が高まる一方で、近所付き合いの希薄化や地域内のつながりの減少が課題となっています。誰もが孤立することなく安心して暮らしていくためには、日頃から人と人とがゆるやかにつながり、支え合うことができる関係づくりが重要です。

そのため、本市では、誰ひとり取り残さない地域づくりをめざし、世代や障がいの有無を超えて誰もが気軽に立ち寄り、交流できる「集いの場・居場所づくり」を推進します。同じ関心や悩みを持つ人同士が気軽に集い、語り合える場や機会を設けることで、地域住民同士のつながりを育み、孤独・孤立の予防につなげます。

また、地域における支え合い活動を推進するためには、地域住民一人ひとりが「支え手」と「受け手」という関係にとどまらず、それぞれの得意なことや経験を生かしながら役割を担い、共に地域を支えていくことが重要です。そのため、地域の団体や活動への住民参加を促進し、主体的な活動が広がるよう支援します。

さらに、地域福祉活動に関する住民の意見やニーズを把握し、それを活動に反映することで、多様な人が参加しやすい環境づくりを進めます。こうした取組を通じて、地域の中に多様なつながりと居場所を生み出し、支え合いの輪が広がる地域社会の実現をめざします。

・施策3 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進（★重要施策）

地域においては、自主防災組織の結成や子どもの見守りなど、防災・防犯活動が展開されています。安全・安心に暮らせる地域づくりのためには、こうした共助の取組を広げるとともに、地域住民一人ひとりの防災・防犯意識を高め、日頃から備えておくことが重要です。

そのため、本市では、日頃の見守りや支え合い活動を通じて要配慮者の把握に努めるとともに、災害時に円滑な支援が行えるよう、個別避難計画の作成を推進します。また、関係機関と連携し、避難場所の周知や防災・防犯に関する意識啓発を行うとともに、自主防災・防犯組織の充実を図ります。

さらに、災害時に支援が必要な人が安心して避難できるよう、福祉避難所の確保・拡充を進めるとともに、地域住民や福祉施設、関係機関等が連携した合同防災訓練を実施し、実効性の高い支援体制の構築を図ります。

こうした取組を通じて、地域全体で支え合いながら災害や犯罪に備える体制を強化し、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりをめざします。

・施策4 ボランティア・NPO・企業・社会福祉法人の活動促進

地域福祉の推進にあたっては、既存のボランティアやNPO、企業や社会福祉法人への情報提供や活動への促進・支援とともに、地域住民が気軽にボランティア活動に参加できる体制づくりが必要です。

そこで、市民活動センターやボランティアセンター（社会福祉協議会）に対して、ボランティアやNPOの情報発信や利用者とのコーディネートなどを依頼します。また、企業や市内の社会福祉法人とも連携し、講演会を開催したり、交流の場を設けるなど、ボランティアに参加したい人とボランティアを受けたい人の調整を図ります。

基本目標 2 誰もが必要な福祉サービスを利用できる体制づくり

・施策1 各分野における相談支援体制の整備

地域住民が福祉サービスを利用しやすくするためには、地域住民のニーズを的確に把握し、適切な情報を提供することが必要です。そのため、広報誌やホームページ、SNSなど様々な媒体を活用して、相談窓口や福祉サービスについての情報発信を行うなど周知に努めます。

地域住民から寄せられた相談には、関係機関との連携により柔軟、迅速かつ的確に問題が解決できるよう、相談支援体制を整備、充実します。また、窓口への来所が難しい人に対しては、オンライン申請を活用する等、多様なニーズに対応した支援を行い、必要な支援につなげていきます。

・施策2 地域における福祉ネットワークの形成

地域が持つ力と専門的な支援等が協働できるよう、地域住民の参加による福祉のネットワークづくりを促進していくことが必要です。

そこで、高齢者や障がいのある人、子育て世帯など、対象ごとの福祉ネットワークを構築・整備し、社会福祉法人など専門職・専門機関の支援を調整しながら、地域住民同士が地域課題を共有することへの動機付けや関心・意識の向上を図ります。

・施策3 誰もが働きやすい就業環境の整備

年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが自らの能力や生活形態などに応じた仕事に就き、やりがいと楽しみを感じながら働くことができるような就業環境の整備が必要です。

そこで、関係機関・団体や企業などと連携して、就労意欲のある高齢者や障がいのある人の雇用促進に向けた取組を実施します。また、男女が共に仕事と子育てを両立できるよう、雇用環境や保育環境の整備を進めます。

・施策4 生活困窮者への支援

近年の社会経済環境の変化にともない、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しています。生活困窮者自立支援法の制定を受け、経済的な面での支援だけでなく、就職への意欲喚起や、就労に向けた訓練の場となる中間の場の提供など、自立を図るための総合的な支援の充実が求められています。

そこで、経済的な面などで生活に困難を抱えた人を地域で見守るとともに、一般就労への移行が困難な人への支援や、生活困窮世帯の子どもへの学習支援など、地域や関係各課、関係機関との連携のもと、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制の充実を図ります。

・施策5 ひきこもりに対する支援

近年、ひきこもりの状態にある本人やその家族から、国、自治体そして支援団体に不安の声が多く寄せられています。

ひきこもりの長期化を防ぐためには身近な圏域にあるひきこもりに対する支援機関を普段から地域住民等に広く周知しておく必要があります。また、家庭への訪問を行うアウトリーチ型支援をタイミングよく開始し、家族がひきこもりの本人に相談・受診を説明しやすくなるようなアドバイス、ガイダンスを継続的に行うことが求められます。

そのため、ひきこもりについての相談窓口を設置し、その周知を図るとともに、ひきこもりの状態にある本人または家族からの相談を受け、訪問支援や専門機関への紹介等を行う機能を持つひきこもり施策情報のプラットフォームの構築を検討します。また、ひきこもり支援に携わる人材の養成研修の場を検討し、支援の質の向上を図ります。

施策6 アウトリーチ型支援の推進

近年、生活困窮やひきこもりなどの多様な課題を抱えながらも、自ら相談や支援につながる人が地域の中に存在しています。こうした人々は、支援が必要であっても声を上げにくく、適切な支援につながらないまま課題が深刻化するおそれがあります。

そのため、本市では、支援が必要な人を早期に把握し、適切な支援につなげるため、訪問や見守り、関係機関との連携によるアウトリーチ型支援を推進します。地域の関係団体や事業者等と協力しながら、日常生活の中での気づきや見守りを通じて支援が必要な人の把握に努めるとともに、必要に応じて専門機関へつなぐ体制の強化を図ります。

また、家庭訪問や継続的な関わりを通じて、本人だけでなく家族への助言や支援を行い、段階的な関係づくりを進めることで、相談や受診、社会参加へとつなげていきます。

こうした取組を通じて、支援につながりにくい人にも適切に支援を届けるとともに、課題の早期発見・早期対応を図り、地域全体で支え合う体制の充実をめざします。

基本目標 3 地域福祉の活動に積極的に関わる担い手づくり

・施策1 福祉教育の推進

地域福祉を推進するためには、子どもの頃から福祉教育を行い、その理解を深め、相手の立場を尊重し、互いに思いやる心を育んでいくことが必要です。

そこで、多様性を認めあいながらも共に生きる意識を持ち、思いやりや助け合い、支え合いの心が育まれるよう、学校における福祉教育のほか、地域の中でも、誰もが、様々な場・機会を通じて、福祉について学ぶことのできる地域づくりを推進します。

・施策2 地域福祉を担う人材の確保・育成

地域福祉活動の推進にあたっては、地域住民の参加が不可欠であり、活動を担う人材を育成する中で、活動を継続し、活性化していくことも必要です。

そこで、様々な組織や団体の地域活動を支援するとともに、すべての地域住民が地域福祉活動に参加しやすい仕組みづくりやリーダーの育成に努めます。

また、地域福祉の重要な役割を担う民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組み、民生児童委員協議会の運営を支援します。

・施策3 専門人材の確保・育成

本市でも、福祉分野における人材不足は課題となっており、人材確保と育成を計画的に行っていく必要があります。国内人材はもちろん、外国人介護人材も含め、人材確保に向けた総合的な取組の推進や、受入体制について検討します。また、専門人材の援助技術等の資質向上を図る研修や、勉強会の開催を支援します。

・施策4 福祉事業所の体制強化

地域福祉を推進し、地域住民が安全に暮らし続けられるまちづくりには、福祉サービスを提供する事業所の存在、協力は必要不可欠ですが、市内事業所の数は少なく、また規模も小さめです。地域住民の多様化・複雑化した課題に対応するためには、高齢者、障がい者、児童等の各事業所の体制を強化する必要があります。事業所の増加に向けた取組のほか、事業所職員の人材確保・育成に協力し、各事業所が支援の必要な人を確実に支えることができるような体制を整備します。

・施策5 生涯学習の推進

地域住民の地域活動を促進するためには、地域住民が福祉に関する理解と認識を深めるとともに、地域福祉実践に向けての行動意識を高めることが求められ、福祉教育のほか生涯学習の取組による福祉の学習推進が重要となります。また、生涯学習の場を提供するにあたっては、誰が、いつ、どこで、どのような方法で、何のために、展開するのかといったカリキュラムの位置づけと、それらを地域住民に明確化し、いつでも気軽に学べる場があることを周知する必要があります。

そのため、地域住民の生涯学習における学習ニーズを把握しながら、カリキュラムを研究し、多様なプログラムの提供を図ります。また、それらを広く地域住民へ周知するとともに、地域住民それぞれのライフステージに応じた生涯学習等の機会を提供します。

基本目標 4 地域福祉の推進に向けた仕組みづくり

・施策 1 重層的支援体制の本格展開（★重要施策）

地域住民からの相談件数は増加しており、その相談内容は複合化・複雑化し、ニーズも多様化する中で、分野ごとの対応では課題の早期解決が困難となっています。そのため、分野や制度の枠を超えて課題を包括的に受け止めるとともに、継続的な支援につなげていく重層的な支援体制の構築が求められています。

本市では、福祉総合相談センターを福祉に関する総合的な相談窓口として位置づけ、各分野の相談窓口間の連携強化や支援のコーディネートを行い、分野横断的な対応を推進します。また、既存の制度やサービスの枠にとらわれず、必要な支援を組み合わせ提供できる体制の充実を図ります。

さらに、地域の関係団体や専門職等と連携し、地域住民の抱える課題が深刻化する前に発見し、適切な相談・支援につなげるとともに、参加やつながりを生み出す取組を進めます。こうした取組を通じて、包括的な相談支援、参加支援、地域づくりの支援が一体となった重層的支援体制の整備を進めます。

また、地域福祉の取組をより一層推進するため、コミュニティ・ソーシャルワーカーの配置について検討します。

・施策 2 多機関協働の促進

地域住民等の複雑多様化するニーズに対応するためには、福祉の推進を目的に活動している団体や専門職、関係機関などと行政が連携し、他機関の協働による包括的な支援体制を構築する必要があります。そのため、多機関が共同で支援するためのチームの編成・位置づけを検討します。

支援チームの具体的な協議の場としては、介護保険制度における地域ケア会議などの既存の会議や協議体の機会を活用し、多職種連携を推進します。また、これらの取組については、協働の中核の役割を担う機関を明確化した上で実行します。

・施策 3 地域における活動場所の提供

地域における福祉活動を推進していくためには、地域住民やボランティア団体など地域福祉の担い手が集まって活動することができる場所の提供が必要です。

そこで、公共施設や民間施設を有効活用し、活動場所を提供します。また、それらの施

設を地域住民が気軽に利用できるような仕組みをつくります。

・施策4 成年後見支援・日常生活自立支援の充実（成年後見制度利用促進計画）

認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを地域全体で支え合うことが、現代社会における課題であり、かつ地域共生社会の実現に資するものですが、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていません。

財産の管理及び介護等の福祉サービスを本人の意思に基づき適切に利用していくことは地域生活の基本であり、このようなことはこれまで、家族機能の一部として当たり前に考えられてきました。しかし、高齢化が急激に進み世帯構成が大きく変わる中で、高齢者や障がい者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、障がいのある人と高齢の親等の世帯も増加しています。

また、虐待や消費者被害等の権利侵害にあったり、支援の拒否（セルフネグレクト）や見守りが不十分な中で行方不明や孤立死など、判断能力が不十分なこともあり、自ら声をあげて権利や生活を守ることのできない人たちの存在もあります。

このような人たちが住み慣れた地域で生活し続けるためには、保健医療はもちろん、介護等の福祉サービスを適切に利用し、また、地域で支え合うことも必要となっています。

こうした状況を踏まえ、国は平成28年4月15日に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）を公布し、同年5月13日に施行されました。成年後見制度の利用促進には、市町村の取組が不可欠であることから、成年後見制度利用促進法において市町村に講ずる措置等が規定されており、本市では成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「地域福祉計画」においてその方向性を示します。

・施策5 再犯防止に向けた取組（再犯防止計画）

わが国では、犯罪の発生件数は大きく減少している一方、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合（再犯率）が年々上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を実現する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

また、犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など、地域社会で生活するうえで様々な課題を抱

えている者が多く存在します。

このような状況から、平成 28 年 12 月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」第 4 条第 2 項により、地方公共団体は再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとされました。また、同法第 8 条では、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県または市町村における地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとされました。

これを受け、本市では、「再犯防止推進法」や国の再犯防止推進計画の趣旨を踏まえ、犯罪や非行から立ち直ろうとする人を含めて、すべての地域住民が安全で安心して暮らせる社会の実現をめざすため、「地域福祉計画」において再犯防止推進施策の方向性を示します。

